

「成年後見制度の在り方に関する研究会」への期待

—2010年「成年後見制度研究会」報告以降の経緯を踏まえ—

○ 介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

キーワード マスコミの取り組み活性化、社会構造変化等に対応した新体制検討、当学会の役割

1. 研究目的

第2期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第2期計画」という）が発足し、後見制度見直しを中長期的課題として検討することになり、法務省は「成年後見制度の在り方に関する研究会」（以下「2022研究会」という）を発足させた。なお、同省は、2010年に「成年後見制度研究会」（以下「2009研究会」という）による報告を得ている。

本発表者は、これまでの比較法制の調査研究成果を踏まえ「2022研究会」への疑問と期待を整理、提言することにより、我が国後見制度改革に貢献すべく「2009研究会」以降の制度改革関連の動き（特にマスコミの動きに焦点を当て）を整理、考察した。

2. 研究の視点および方法

2021年本学会口頭発表において「成年後見の利用促進をいくら促進しても・・・社会的状況に対応できない・・・」「ほかの手段・方法も提供し、選択的に国民が利用できるような仕組みを考えることが必要不可欠」との樋口の見解を紹介し、日本社会全体が後見改革の大前提としてこうした考えを共有すべきと述べたが、今回もこの視点から調査を進めた。

調査方法は、「第2期計画」及び「2022研究会」の議事録、資料をチェックし、「2009研究会」以降の制度改革関連の内外の動きを主としてWebにより入手、整理した。

3. 倫理的配慮

独立研究者として「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」（2018）及び「日本社会福祉学会研究倫理規程に基づく研究ガイドライン」を遵守した。なお、本発表に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

（1）2009年5月：「2009研究会」発足、法律専門家、関係団体、関係機関が参加、当事者、関連団体の協力を得て実情把握、運用上の課題対応につき協議。2010年7月「成年後見制度の現状の分析と課題の検討～成年後見制度の更なる円滑な利用に向けて～」という報告を行った。同年9月研究会事務局の民事法務協会は、同報告書を資料として成年後見制度10周年記念シンポを大手新聞社後援で開催した。

（2）2010年8月：隔月刊誌「法律のひろば」成年後見特集号が発刊された。その中で「制度の総合的見直し」等を求める声が有力な民法専門家から起こっていることに対し、当時の法務省担当参事官は、個人的見解と断った上で「より抜本的なアプローチとしては、・・・総合的な福祉行政の面からとらえ直して新たな制度を構築することが考えられる。・・・本当にそのように大きく舵を切るのがよいのか、・・・制度発足後10年であることを考えれば、関係機関の連繋の下、現在の制度を周知し、より円滑な利用のための方策を

模索していきたいところである」と記述。

(3) 2010年10月：第1回成年後見法世界会議開催、横浜宣言採択。本発表者も参加し、国内外専門家の見解の大きなギャップに驚き、以来、比較法制の調査研究に従事してきた。

(4) 2014年4月：国連委員会が条約12条一般的意見を採用(2018年にパラ27修正)。

(5) 2016年4月：成年後見制度の利用の促進に関する法律成立、2017年3月 第1期成年後見利用促進基本計画(2017~2021)を閣議決定。

(6) 2019年6月：「成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する法律」成立、その際、「国連勧告が行われた時は必要な措置を講じる」旨両院で付帯決議。

(7) 2022年3月：第2期基本計画(2022~2026)閣議決定。2022年4月：プレスクラブは「成年後見制度改革の必要とその方向性」というタイトルで講演会開催。その講演の終わりに「メディアには、報道と政策ウオッチを続けてほしい」と講演者が要望した。

(8) 2022年6月：法務省委託「2022研究会」スタート、前回研究会に続き座長は同じ民法専門家が選任され、委員には法律専門家の増加と当事者団体代表の追加が行われた。

(9) 2023年2月：「2022年研究会」において資料8「成年後見制度の在り方等について」を法務省が提出、「特定の考え方にとらわれることなく、多角的な観点から、より良い制度の在り方について議論することが、本研究会の趣旨に沿うものと考えられる」と表明。

(10) 2022年8月：権利条約により国連委員会は建設的対話実施、9月に対日勧告公表。政府は、その公定訳を未公表、関連団体からは、国の勧告対応についての要望等がない模様。関連のマスコミ報道少なく、後見改革に関する記事は殆んど把握できていない。

5. 考察

2022年4(7)の講演者がメディアに協力要望したにもかかわらず、それに応える状況にないようである。関係機関、関係団体及び福祉関係団体も後見、促進、存続の意向が強いためではないかとの声が聞こえるが、いかがであろうか？このような疑惑を生まないためにも研究会審議状況のWeb上の公開に止まらず、積極的広報活動を強化するとともに検討事項についてパブリックコメント等を行うことを期待する。

検討要望事項としては、4(2)の2010年の担当参事官個人的見解として述べられた「総合的な福祉行政の面からとらえ直して新たな制度」について具体的イメージを示し、その当否につき社会の理解を求めること、フランスは後見裁判官を後見機関に位置付け、その責任を法文上明確化しており、その仕組みを導入すること、米統一後見保護措置法(UGCOPAA)にならい暫定後見・保護措置・被後見人に残された権利リストを本人に提示する等、カリフォルニア州の職業後見人規制等がある。

米自由人権協会(ACLU)、米退職者協会(AARP)のような後見改革に関心を持つアドボケート能力の高い団体が、日本には存在せず、社会構造変化等に対応した新体制検討に当たっては、学会がそれらに類似した機能を果たすことが出来ないであろうか？

【参考文献】 樋口範雄(2020)「高齢者の自律と日本経済」21世紀政策研究所